

伊藤（信）委員 自由民主党の伊藤信太郎です。

今度の委員会は特殊法人等改革に関する委員会ということなんですけれども、ここ三日間の議論を聞いておりますと、どうも、むだを省くとか天下りをやめさせようとか、あるいは債務についてどうするかというような議論が中心になっているような気がいたします。

私は、少し違った角度からきょうの質問をさせていただきたいと思うんですけれども、そもそも改革というものが何かということを考えますと、やはり時代とかニーズに合わせて組織なり運営のあり方というものをそれに合った形にするというようなことではないかなと思います。この御議論を見ていますと、どうもサプライサイドの議論というのが中心になって、クライアントオリエンテッドの議論がないのではないかと。つまり、特殊法人は、確かに今、非常に税金を多く使って大変な問題になっているわけなんですけれども、それ以上に、特殊法人が国民の福利にかなっているか、その福利にかなうような形で質的変換ができるかという議論を私はすべきではないかと思えます。

そこで、私は、幾つかの具体的な例できょうの質問をさせていただきわけでございますけれども、特に教育というものを考えると、定量的といえますか、数字で判断するということがなかなか難しいのではないかなと思うんです。

それで、特に情報通信が発達してきている今日、放送大学学園が果たす役割というものも拡大しているとともに、質的に変換しつつあると私は思うわけなんですけれども、今回の改革といえますか変更で、この放送大学学園が特殊法人から特別な学校法人にシフトするということになっておりますけれども、このようなシフトによって、具体的に教育の中身、例えば教員の人事のあり方であるとかあるいはカリキュラムの組み方、それから教育のコンテンツというものがどのような形で、国民のニーズに合うような形で柔軟に、かつ時代に即応して変化できるようになるのか、具体的にお聞かせ願いたいと思います。

池坊大臣政務官 今、伊藤議員がおっしゃいましたように、学校法人化になることによって質的な変化が見られないといけないと思います。

今までのような制度的な規制が、例えば、人事、財務で少なくなります。

また、自主性、自律性が求められてまいりますから、運営もより効率的、機能的になっていくのではないかと考えております。

また、例えば教育面においてどうかと言われると、今までの国の承認制度が、教員をお願いする場合がございますけれども、そういうのがなくなりますから、例えば著名な学者を呼ぶことができる、そしてその方に対してそれ相当の報酬を差上げる。ですから、やはり内容もそれによって自由に、かつ多岐にわたって、さまざまな先生を呼ぶことによる教育面での自由さ、それからまた幅広いいろいろな機能性というのが求められていくと考えております。

伊藤（信）委員 現代の教育の命題というのは幾つかあると思うんですけれども、一つには、多様なニーズにこたえるという部分があると思うんですね。私も大学教授ですけれども、やはり同じ教室の中にも理解度やニーズの違う学生がいて、そういう

学生に対してどういうふうにある程度カスタマーサティスファクションができるような授業内容にするかということが命題ですけれども、放送という形になると、同じコンテンツを広く流すということで、なかなかそれにこたえ切れない部分もあるわけですね。

一方、今、情報通信というものが発達してきて、インターネットということも、放送大学ではありませんけれども、遠隔教育の中で非常に使われてきている。通信と放送というものが融合されるというこの時代の趨勢の中で、放送大学学園がインターネットということも視野に入れてどのような事業計画をお持ちか、お聞かせ願いたいと思います。

池坊大臣政務官 今委員がおっしゃいましたように、インターネットというのは、双方向性のすぐれている大変魅力的なメディアでございます。ただ、今回は改正を行いませんでした。それはなぜかと申しますと、やはりインターネットというのは、中高年層、私なんかは委員よりははるかにインターネットを使うのが下手ではないか、また通信コストを別途負担しなければならない、それから画質の問題等がございます。この放送大学というのは生涯学習機関でございますので、だれでも学べるということをもっともいたしておりますので、今はまだ時期が早いのではないかと考えてございます。

ただ、放送大学においては実際にインターネットを使っております。例えば、学生の相談、出願をいたしますときの出願票の受け付け、あるいはまた在学生の履修などは、インターネットを事務的には使っているのが現状でございます。

インターネットの推移を見ながら、どのように一般国民に普及していくのか、あるいはそれを使うことがどれだけの層ができるのかを見きわめながら、これから考えていきたいと思っております。

伊藤（信）委員 放送大学がやってきた事業というのは大変国民の福利にとって重要な役目でありまして、また、今までに蓄積されたコンテンツやノウハウというものは重要だと思うんです。ですから、これがやはり今後の新しい情報化社会の中で十分に生かされるように、今度の特殊法人改革がさらに有効に活用されることを期待します。

次に、私は今ここで質問させていただいて、大臣や政務官がお答えいただくということなんですけれども、どなたもそうでしょうが、私はここになぜいるのかとか、なぜ質問をしているのかとか、人によってはつまらなさそうな顔をしていたり、おもしろそうな顔をしている人も少しはいると思いますけれども、そういう、何か人間存在にとって重要な意味づけや感動を与えるというものが、芸術であり文化だと思うんですね。ですから、道路や橋も大事ですけども、やはり芸術、文化というものが国民の福利にとって重大な役目を持っている、そしてまた、その重要性というのは、二十世紀に向けて、増大することはあっても減少することはないと思うんです。

そういう意味もありまして、今度、日本芸術文化振興会というものが独立行政法人になるわけなんですけれども、条文を見ますと、「業務の範囲」というところ、十四条に書いてあるんですけども、一項から六項まで見ても、大体、舞台芸術とか伝統芸術、伝統技術、伝統芸能ということだけが書いてあって、現代に生まれているいろいろな

メディア芸術であるとか他の分野のことは余り書いていない。一般のところでは含まれるという見方もありますけれども、これはどういうことなのか、その辺についての、歴史的経緯も含めて御説明を願えれば幸いです。

池坊大臣政務官 日本芸術文化振興は、まず、芸術文化活動に対する援助、そして伝統芸能の保存、振興、三つ目には現代舞台芸術の振興、普及などを行うことによって、我が国の芸術、文化の向上に資することを目的といたしております。

今おっしゃいましたように、舞台芸術、伝統芸術、そういうのに限られているのではないかというお話でございましたが、特に、伝統芸能の保存とか振興、また現代舞台芸術の振興などにおいては、国立劇場、新国立劇場というのを持っておりまして、それに関連して、歌舞伎だとか文楽、オペラ、ミュージカル、あるいは現代舞踊、現代劇などをいたしております。

それがなぜか大きく突出して印象として皆様方に受けとめられておりますので、伝統芸能しかやっていないのではないかというような印象を与えてしまうのだと思いますけれども、この劇場の関連事業だけでなく、芸術文化振興基金というのを芸術文化振興は持っております。ここでは、伝統芸能だけでございませんで、絵画や版画、写真などの美術の展示、映画等の芸術の創造活動、またメディアアートやパフォーマンスアートなどの先駆的または実験的な公演とか展示活動、あるいは文化財を保存、活用する活動など、幅広い活動をいたしておりますので、決して伝統芸能だけではございませんで、いろいろな、すべてを含みました文化芸術への支援を行っております。

伊藤（信）委員 今、政務官の方から映画という話も出たわけですがけれども、映画といえは、独立行政法人国立美術館の中にフィルムセンターというのがあるわけですね。ここで映画の保存とかあるいは一般に対する上映活動なども行っているわけですがけれども、それと同時に、これは外務省の方でありますけれども、国際交流基金の方で映画を通じた文化交流というのもしたりしているわけです。

さっきのサプライサイドの話に戻りますけれども、今度、せっかく独法にするときに、今までの主管省庁との関係のみで独法にするのでなくて、もう少し水平的な、有機的な連携の中で、ある意味では合従とか連衡とかいうのも含めて考えるべきだと思います。今までですと役所の縦割りの中での特殊法人改革という感じがするんですけれども、そのことも含めて、映画を例にとつていえば、どういう見直しが考えられるのか、あるいは実際にお考えになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

池坊大臣政務官 伊藤委員は映画に大変お詳しく、映画もおつくりになっていらっしゃるのので、私などよりはきっとよく御存じでいらっしゃると思います。

今お話がございましたように、フィルムセンターというのは、昭和二十七年に、東京国立近代美術館の創設のときにその組織の一つとしてでき上がったものでございます。そして、映画フィルムの収集、保存、復元、研究調査あるいは上映などを行っております、ここが映画の中心的な役割を果たしてまいりました。

これは独立行政法人化したしましてもこのままの組織を引き継いでまいりますけれども、今お話がございましたように、ここだけでなく国際交流基金やさまざまと

ころとの連携はないのかと。これはぜひとも二十一世紀は必要だと思っておりますので、国際交流基金や日本芸術文化振興と連携をとりながら、より一層大きなものにしていきたいと思っております。

二十一世紀は、「千と千尋の神隠し」じゃございませんけれども、映画、メディアが非常に大きな影響を子供たちにも教育の面でも与えてまいりますし、また、幅広い文化芸術の果たす役割の中でも、人々に感動や共鳴を与えていくと思っております。

今、文化庁の長官の懇談会として映画振興に関する懇談会というのをおつくりになりました。そこで二十一世紀は日本だけでなく世界との連携の中でどのような映画のあり方ができるのかというのを今検討しているところでございますし、また、予算も映画関係で三十億ほど十五年度は予算要求をいたしておりますので、映画に対する私たちの関心も強いですし、これからより尽力していきたいと思っております。また、文化庁はメディア映画祭なども開催いたしておりますし、いつも大変に力を注いでいるところでございます。

伊藤（信）委員 映画に限らず、今、知財立国ということが言われているんですけども、どうも知財立国の議論が、どちらかというところ工業所有権というかパテントの方に偏っていて、アートとかコンテンツの方が若干軸足からのいているような感じがしますので、少し特殊法人の議論から広がりますけれども、その点も政府に御留意していただきたいと思えます。

さて、今回、特殊法人改革ということで、通則法があるわけでございますけれども、この通則法の第二条に、独立行政法人にするものとして、国がみずから主体となって直接実施する必要がないもの、こういう文言があるわけですね。この直接実施する必要がないものというものはどういうものなのか。そしてまた、それは、だれが、あるいはどういう人間がどういう意思決定で決めるのか。それから、その前段に、国民生活の安定あるいは社会経済の安定等に公共の見地から必要なものと書いているんですけども、社会経済の安定ということは何を示すのか。これは石原大臣にお伺いしたいと思えます。

石原国務大臣 今回の改革は、私が言うまでもなく、特殊法人の抱える事務事業というものをゼロベースから見直して、時代に合ったものにしていく。そして、ただいま委員御指摘の、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施することが必要な事務事業であって、国がみずから主体となって直接実施する必要のないもののうち、民間にゆだねないものを独法にするというふうに通則法の第二条第一項で書かせていただいたわけでございます。

やはりこれは、単純に言えば、資本市場の経済に必ずしもすべて合致しない分野において、ただいま御議論のありました芸術なんかやはり金銭でははかることができないでしょうし、そういうものがたくさんあるわけでありまして。教育なんかもそうでしょうし、社会福祉というものもやはり金銭だけでははかることができない。そういうものについて、社会的な人格を持つ独立行政法人という新しい、これまで特殊法人が担ってきた業務を簡素化して、スリムにして、そして必要なものを残すというふうな意味でこの言葉を使わせていただいたところでございます。

伊藤(信)委員 今、大臣は、金銭ではかることができない、別の言い方をすると、市場化原理ではうまくファンクションしないものという意味だろうと思うんですね。

ところが、一方で、中期目標などを立てて業務評価するときに、定量的などいいですか、ある意味では金銭に換算した評価もするという側面もありますね、このことは矛盾していないか。

それからもう一つ、定量化できない価値というものをどうやって評価するか。評価する場合に、これは極めて主観的な価値体系によるわけですね。したがって、だが、どういう意思決定過程で評価するかによって、どの特殊法人が独立行政法人になるべきかどうか、あるいは独立行政法人の運営が評価されるべきなのか評価されないべきなのかという、その判断は分かれるわけですね。ですから、文言で抽象的なこのようなことを書いていっても、実際の運用のときには極めて政治的な、そしてまた主観的な価値判断の分かれるところだと思うんですね。

その辺について、石原大臣の御見解をもう少し具体性を持ってお伺いできれば幸いです。

石原国務大臣 伊藤委員の質問は、日ごろ私が考えている一番難しいなと思われるところに矢が飛んできたというのが第一の率直な印象でございます。

実は、中期目標を社会的な分野に当てはめていくというのは非常に難しい。例えば、特殊法人改革から一步離れるんですけども、公務員制度改革をやっておりまして、能力、実績に合った給与体系にする。言葉で言うのは、中期目標を設定しそれを判断すると言っているのと同じぐらいファジーでありまして、例えば、警察官の方はたくさん検挙したら成績がいい、税務署員の人はたくさん税を取ってきたら成績がいい、これはまさに定量ですけども、それが本当に人物として、その仕事にとっていいことか悪いことかというのは、またもう一つ物差しがある。

その物差しをどこに置くのかということ、すなわち、この中期目標の物差しを何にするのか、これは各法人でこれから考えていってもらわなければなりませんし、評価委員会が各府省にできますけれども、その評価委員会の方の今私が申しましたようなメジャーの持っていく方というものによって大きく左右されてしまう。

ここは、総務省の方にできる親の評価、あるいは内閣の本部にあります参与会議等々で、メジャーのとり方が間違っていないかということを十分に検証していかなければ、一体何のための独法化だということが問われることになるものだと思っております。

伊藤(信)委員 そこで一つ問題になるのは、それぞれの業務の専門性ということと、それから国民全体が納得できる一般性というもののバランスをどれだけとっていくかということだと思うんですね。

例えば、文化芸術に戻りますと、ある国立美術館がある絵を購入してそれを公開した、そのことによってどれだけ国民の心が豊かになったか、むしろ暗くなったかということは、なかなかかはれないですね。それでは、そのことを評価委員がどう評価したかということ親元の方でどう評価するかということ極めて難しいと思うんですけども、その辺の専門性、定性性というものと、一般性、定量性というもののバランスなりあり方というもののはどのような設計図でお考えか、最後にお聞かせ願いたい

と思います。

石原国務大臣 これも大変難しい質問で、お答えになるかどうか心配なんですけれども、実は私、ゴッホの「ひまわり」、これをある美術館が買ったとき、見に行きました。これは有名な作品、子供のころ教科書に載っていた作品ですけれども、それで、おお、すばらしい、これがゴッホの「ひまわり」かといって帰ってきたら、これは贋作じゃないかという話が出たわけであります。その美術館は十数億円というお金をかけてそれを買って、私のような、美術にそれほど造詣のない人間に感動を与えたという事実がありましたけれども、それが真偽のほどが話題になる。

まさに芸術というものは、見る者によって、あるいは感ずる感じ方によって大きく変わる。この尺度というものを、公共性の名のもとに、あるいは公益性の名のもとに法人が運営していく、マネジメントをしていく、これは非常に難しいことであります。

そこで、またもう一つ大切になってくるのは、やはり法人の長であり、今度新しくできるボードの面々が、このことを真摯に議論し合って、先ほどのメジャーの話に戻りますけれども、どのメジャーで、どういう尺度で自分たちの仕事を考えていくかということ、これまでのような官庁の就職の、再就職の、すごろくの上がりのところのような感覚をもってすれば、ただいま伊藤委員が議論されたようなものに対する解答は出てこないのではないかと考えております。

伊藤（信）委員 今回の特殊法人改革というものがさらにアバンギャルドな改革になることを期待して、私の質問を終わりたいと思います。